

(別紙)

花の里 指定(介護予防)短期入所生活介護事業所
改定 令和元年10月1日

く サービス利用料金 く

1. 介護保険基準サービス

ご契約者の要介護度に応じたサービス利用料金(自己負担額)と居室と食事に係る自己負担額の合計金額をお支払い下さい。

*利用料金及び各種加算は負担割合証に基づきます(但し滞在費・食費は除く)

(併設型短期入所生活介護)

(1日あたり)

要介護度	利用料	滞在費	食費	サービス提供体制加算	夜勤職員配置加算	機能訓練指導体制加算	合計
要介護度1	586円	855円 下記別表1をご参照下さい	朝300円 昼600円 夕600円	18円	13円	12円	2,984円
要介護度2	654円						3,052円
要介護度3	724円						3,122円
要介護度4	792円						3,190円
要介護度5	859円						3,257円

(併設型介護予防短期入所生活介護)

(1日あたり)

要介護度	利用料	滞在費	食費	サービス提供体制加算	機能訓練指導体制加算	合計
要支援1	438円	855円	朝300円 昼600円 夕600円	18円	12円	2,823円
要支援2	545円					2,930円

*併設型(介護予防)短期入所生活介護ともに下記の金額が加算されます。

介護職員処遇改善加算(I)	1月につき(利用料+各種加算)×日数×8.3%が加算されます。
介護職員等特定処遇改善加算(I)	1月につき(利用料+各種加算)×日数×2.7%が加算されます。

- ご契約者がまだ要介護認定を受けていない場合には、サービス利用料金の全額をいったんお支払いいただきます。要支援又は要介護の認定を受けた後、自己負担額を除く金額が介護保険から払い戻されます。(償還払い)また、居宅サービス計画が作成されていない場合も償還払いとなります。償還払いとなる場合、ご契約者が保険給付の申請を行うために必要となる事項を記載した「サービス提供証明書」を交付します。
- 居室と食事に係る自己負担額について、負担限度額認定を受けている場合には、認定証に記載している負担限度額とします。但し、1日の食費が負担限度額よりも低い場合には、その金額が負担額となります。
- 経管栄養摂取者で、ご自宅より食材をお持ちになられた場合、食事に係る自己負担は必要ありません。

別表1	滞在費	食費
利用者負担第1段階	0円	300円
利用者負担第2段階	370円	390円
利用者負担第3段階	370円	650円
利用者負担第4段階	855円	1,500円

- 各種加算は必要に応じてご負担をいただきます。

送迎加算(片道につき)	184円
-------------	------

*送迎を希望される方は、上記料金が加算されます。

療養加算に係る自己負担額	8円(1回当たり)
--------------	-----------

*糖尿病食、腎臓病食、貧血食など医師の発行する食事箋に基づき提供した場合

緊急短期入所受入加算の自己負担額	90円(1日当たり)
------------------	------------

*短期入所生活介護を緊急に行った場合、ご負担頂きます。

2. 1以外のサービス

ご利用サービス	利用料金
理容サービス	実 費
日常生活上必要となる諸費用	実 費
レクリエーション、クラブ活動材料代等	実 費
テレビリース代（1日あたり）	1 0 0 円

- 経済状況の著しい変化その他やむを得ない事由がある場合、相当な額に変更することがあります。その場合事前に変更の内容と変更する事由について、変更を行う前にご説明します。

3. 利用料金のお支払い方法

サービス利用料金は月末締めとし、翌月27日に指定された金融機関口座から、引き落としさせていただきます。

4. 利用の中止、変更、追加

- 利用予定期間の前に、ご契約者の都合により、（介護予防）短期入所生活介護サービスの利用を中止又は変更、もしくは新たなサービスの利用を追加することができます。この場合にはサービスの実施日の前日までに事業者申し出てください。
- 利用開始予定日に利用の中止の申し出をされた場合、取消料として下記の料金をお支払いいただく場合があります。但しご契約者の体調不良等正当な事由がある場合は、この限りではありません。（重要事項説明書 4－（3） 参照）
- サービス利用の変更・追加の申し出に対して、事業所の稼働状況により契約者の希望する期間にサービスの提供ができない場合、他の利用可能日時を契約者に提示して協議いたします。
- ご契約書がサービスを利用している期間中でも、利用を中止することができます。その場合、既の実施されたサービスに係る利用料金はお支払いいただきます。